

平成20年11月5日

株式会社レンタックス
代表取締役 宮野 純 殿

社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 下谷内 高士 様
〒108-8566
東京都港区高輪3-13-22
国民生活センタービル内

貴社に対する申入れの終了について

貴社は株式会社マイホームリサーチから契約締結業務等を全面的に依頼されております。当協会は貴社が作成し、株式会社マイホームリサーチを貸貸人とする住居の賃貸借契約に使用されている賃貸借契約書を入手して、当該契約条項につき検討したところ、消費者の利益を一方的に害し消費者契約法第10条等により無効となる不当な条項や、運用により消費者に誤った判断をさせる可能性のある条項等があることが判明したため、平成20年8月21日付で貴社に対して是正等を行うよう申入れを行いました。

それに対して、貴社から平成20年9月13日付の回答書並びに修正された契約書をいただきました。その契約書の内容につき検討したところ、概ね当協会の申入れの趣旨等を踏まえて是正等がなされているものと判断いたしました。

しかし、これからは、貴社が修正された契約書により、実際に適正な賃貸借契約がなされることが重要であり、当協会ではその点につき絶えず関心を持っていることを申し添えます。

については、以下の点が履行されることを要望して、申入れの終了といたします。

- ① 貴社では(株)マイホームリサーチ以外の多くの貸貸人や仲介事業者と同じ契約書を使っていると考えられることから、是正等を行った契約書を(株)マイホームリサーチ以外の事業者に対しても使用していただきたい。
- ② 従前の契約書は、使用しないよう廃棄していただきたい。

以上